会 議 録

| 会議の名称 | 第7期 第7回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 |
|-------|---|
| 事務局 | 福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター |
| 開催日時 | 令和3年11月19日(金) 午後5時から午後7時まで |
| 開催場所 | 萌え木ホール A会議室 |
| 出席者 | 【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、 加藤 了教委員、山本 善万委員、畑 佐枝子委員、小幡 美穂委員、 立石 静子委員、木下 一美委員、宮井 敏晴委員、永末 美幸委員 〈WEBによる参加〉 佐藤 宮子委員、田中 麻子委員、赤濱 高之委員、髙野 美子委員、 佐々木 宜子委員、三笠 俊彦委員、佐々木 由佳委員、橋本 寿江委員 (事務局) 自立生活支援課長 自立生活支援課時 自立生活支援課時害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 小金井市障害者地域自立生活支援センター |
| 会議内容 | 第7期 第7回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり |

第7期 第7回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

次第1 開会

(事務局)

開会前に事務局より連絡がございます。東京都においてはリバウンド防止措置が解除されたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止の観点から、Web会議で会議を開催し、Webの環境がない方は来庁も可とすることにしました。どうぞご協力をお願いいたします。

(会長)

はいお待たせいたしました。

オンラインの方も大丈夫ですね。ただいまから第7回の小金井市地域自立支援協議会を開催いたします。資料も追加で多く、議題も多いですが、その多くがこれまでに議論を積み重ねてきたものでございますので、今日最終確認ということで、お力添えいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、本日の欠席委員等、事務局の方から報告をお願いします。

(事務局)

本日の欠席は、丸山委員、橋本伸子委員です。小幡委員から遅刻の連絡が入っております。

また、Webでの参加は、佐藤委員、田中委員、赤濱委員、高野委員、佐々木宣子委員、三笠委員、佐々木由佳委員、橋本寿江委員となります。小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、協議会の開催には過半数の出席が必要となりますが、21人中現在18名の出席がありますので、会議が成立することを報告いたします。

<配布資料の確認>

本日、机上に配布しておりますのが、

- 資料1 各部会の部会活動報告
- 資料2 令和3年度スペシャルイベント進行表(案)
- 資料3 令和3年度スペシャルイベント会場図(案)
- 資料4 令和2年度スペシャルイベントについてのアンケート
- 資料 5 令和 3 年度障害者週間ポスター (案)
- 資料6 社会福祉法人聖ヨハネ会 緑町聖ヨハネケアービレッジ事業概要等

資料7 聖ヨハネケアービレッジ平面図

資料8 聖ヨハネケアービレッジ日中活動内容(週間サービス計画表)

資料9 聖ヨハネケアービレッジ利用者状況

資料10 【最終版】子ども用パンフレット失語症説明文

資料11 事業所間の連絡について(小平特別支援学校からの要望)

資料12 令和3年度第2回小金井市精神保健福祉連絡協議会次第等

資料13-1 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例(案)に対する意見及び検討結果について

資料13-2 パブリックコメント反映後の改正条例 (案)

資料13-3 改正条例(案)の概要について

資料13-4 改正条例(案)

資料13-5 改正条例(案)新旧対照表

資料13-6 改正条例(案)の解説(改正条項の抜粋)

資料は以上です。

不足しているものがございましたら、ご連絡ください。

(会長)

オンラインの皆さんお手元の資料大丈夫でしょうか?

(事務局)

すみません。資料の修正が事務局からあります。

資料の13-1をご用意ください。資料の13-1の1枚めくっていただいて、No. 2のところになります。

身体障害者福祉法施行令第36条によりこの後の「身体障害者の要件の一つ として」この部分は削除していただいて、代わりに追加していただきたい文言が ございます。

「より」に続きまして「内部障害がある者」が、「もの」というのは「しゃ」の方ですね、「障害者の者」です。「内部障害のある者が身体障害者の一つであると」、と書き換えていただきたいと思います。その後、「規定されています。」に続く形になります。「第36条により、内部障害があるものが、「身体障害者」の一つであると規定されています。」

以上よろしくお願いいたします。

(会長)

資料に目を通す前に修正なので、ちょっと長かったのでわかりにくいかというふうに思いますが、資料13-1、1枚めくっていただいて左側で言うと番号

の2、その欄の、その行の一番右側、意見に対する検討結果、その第二段落目、 内部障害についての説明のところが繰り返しませんが、今のような修正という ことで修正した前提で、後ほど議論をしたいというふうに思いますのでご確認 ください。

次第2 議題

1 各部会からの報告

(1) 相談支援部会

お手元に活動報告があるかと思いますが、本日いろいろ説明が予定されている内容と同じようなことを協議いたしました。

その他の部分で、やはり相談支援事業所の事例検討会及び、いろいろな説明 会は今年度中に1回やりたいですねというようなことを協議いたしました。

(2) 生涯発達支援部会

生涯発達支援部会の方ですけれども、これまで3回、就学前、学齢そして卒業に向けてというところで事例をもとに検討会をやってまいりました。前回はそれを踏まえながら今後どういうことをやっていくかということで議論をしまして、構成としてはこれから年間の前半の5回を事例ベースで検討を行い、ネットワークをどのようにつくっていくか、そして今回については災害の問題もあるので、小平特別支援学校の先生もお呼びして、生涯発達支援部会の方で丁寧にお話を伺いながら全体会に返そうということで、防災それから条例についてを後半のところで検討しましょうということになりました。

(3) 社会参加·就労支援部会

前回の部会の中では、東小金井の商工会さんのブースを使えるのではないかというところから発展して、三鷹市さんの自主製品開発販売ネットワーク事業等と、西東京市さんの市内の事業所の紹介のYouTubeを見て、それで意見交換等をさせていただきました。そういった中で、小金井市内の事業所でどういったものを販売しているのだろうかという話も出たところから、そういった事業所でどういったことをやっているのかというリストがあるといいねという話が出ておりまして、その辺りの取り組みを、今後検討してみてはどうかというようなところでございます。

その他として、社会参加・就労支援ということで非常に幅広い範囲をカバーする部会ということもあって、まだいろいろ模索をしながら、就労できない人と社会のつながりの方策等も、いろいろ考えていかなくちゃいけないねということで現在のところの話を進めているところです。

(会長)

はい、ありがとうございました。部会からの報告は以上になります。ご質問等 あればお願いします。

(委員)

社会参加・就労支援部会の議題の中で、「食品を製造しているところ以外での販売は保健所が結構うるさい。」ということですが、そのことについて解説していただけますかね。

(社会参加・就労支援部会長)

その点についてはですね、食品衛生法上の縛りといったところが一定あるというふうなことで、やはり移動販売車みたいだったら売りやすいが、外にテントを出して販売するようなものはなかなかやりにくい。

また店舗で販売するものの内容によってかなりいろいろ制限がありますので、 やはり食品というものの取り扱いについては十分留意する必要があると思いま す。

(会長)

他に質問はありませんか。よろしいですか。

<質問なし>

そうしましたら部会からの報告は以上で終わります。

続きまして障害者週間のスペシャルイベントについてということで事務局から説明をお願いします。

2 障害者週間スペシャルイベントについて

(事務局)

障害者基本法第9条第2項に、12月3日から9日までの一週間が障害者週間と規定されており、同条第3項には、地方公共団体は、関係団体と連携し、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないと規定されています。

これに基づき今後、武蔵小金井駅、東小金井駅にて、周知ということで絵画等の貼り出しをさせていただきます。小金井市立の小・中学校、CoCoバス、商工会にも、障害者週間の周知をさせていただく予定です。

一昨日より市役所本町暫定庁舎前で、障害福祉事業所さんで作っていただいた、お菓子、お弁当、小物類等を販売させていただいています。障害者福祉センターからテントをお借りして、11月17日から12月3日までの水曜日から金曜日のみ出店する形になっています。また、東小金井駅にある商工会のギャラリーをお借りして、11月29日から12月8日まで物品販売等をさせていただく予定です。

では、資料2~5のご説明をいたします。

まず、資料2をご覧ください。

障害者週間イベントの令和3年度の進行表(案)となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場の人数を制限して入場者50名で行います。開催日は、12月4日土曜日で、午前は、小金井市地域自立支援協議会からの報告が30分と講師による講話の録画映像の放映等が75分となります。午後は、小金井市立東中学校手話部による手話ソングが30分で、後半はSAKURA FRIENDSによる演奏、手話ソングの体験を合わせて1時間となっています。

次に、資料3をご覧ください。こちらは、スペシャルイベント会場である宮地楽器ホール小ホールのレイアウトとなります。小金井市地域自立支援協議会委員の皆様でご都合のつく方は、会場の左側の協議会委員席に座ってご参加いただければと思います。

資料3に修正があります。午後のイベントの演者であるSAKURA FR IENDSのピアノ配置の関係で、スクリーンの左右の配置が変更になりました。左側にピアノが配置され、手話通訳者、司会者が右側になりました。午前中に発表される加瀬会長、小幡委員の立ち位置は右側になりますので、ご留意ください。

資料4につきましては、令和2年度スペシャルイベントについてのアンケートです。昨年度の来場者に配布したアンケートになります。項目4に自立支援協議会からの報告についての感想を記入する欄を設けてございます。今年度も同様のアンケートをする予定です。

最後に、資料5につきましては、障害者週間に関するポスターになります。 障害者週間の企画等につきましては、今回、自立支援協議会から障害者週間実 行委員としてご出席いただいておりますので、佐藤委員、小幡委員よりご案内 いただいてはいかがかと思います。

(会長)

そうしましたら最終確認ということでございますので、手短にお願いできればと思います。

(委員)

昨日、障害者週間の実行委員会がありましたので、それによって今お示しいただいた資料と、多少の変更があります。それも踏まえてちょっとお話したいと思います。

まず、資料2をご覧ください。タイムスケジュールについてですが、講師による講話、この録画についてですが、当初60分を予定しておりましたが、やはり実際にもう録画は進んでおりまして、編集作業もしていますが、内容的にもやはり削るのが難しいとか、ここのところの話は、皆さんに聞いていただきたいということが盛りだくさんになってしまいまして、80分を予定しております。これについては事務局の方にもお伝えしていて、他のところで調整していただくということで了解を得ております。

田中委員との対談形式になっておりますが、正直な気持ちがとても詰まっていて、とてもわかりやすい言葉でお話いただいているので、ぜひ皆さんに聞いていただきたいと思っています。実際に録画を流す前に、少し私の方から簡単に紹介をしたいと思います。それについてはパワーポイントをつくっておりますので、それをまた後ほど事務局の方にお伝えしたいと思っています。

午後の後半の方については障害者週間実行委員会の企画ですが、これに関してはこの流れの通りになっております。

資料3については、先ほど事務局からお話があった通りでございます。司会の立ち位置が左右逆になるということです。

資料4のアンケートについては、これは昨年のものでして、映画についてのアンケートになっております。昨日の実行委員会で話をしまして、これだと、ちょっと書きづらいだろうということで、項目3と4を合体させて、一つの欄にして何について書くのかというところを項目で、午前中の講話とか自立支援協議会からの報告とか、午後のこのスペシャルイベントについてとかそういうような形でチェックをしていただいて、それについて書いていただくような自由記述の欄を大きくしたいなという話をしています。

それについては事務局の方でそれを受けて作っていただいている最中ですので、でき上がり次第お示しできるかなと思っております。

内容については以上ですが、委員から補足があればお願いいたします。

(会長)

委員いかがでしょうか。補足ございますか。

(委員)

特にありません。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。皆さんからご質問等ございますか。

よろしければ今わかる範囲で、障害者週間に参加する方を確認させていただければと思います。挙手いただいて、あるいはオンラインの方は手を挙げマークでも出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

<参加される委員は挙手>

結構たくさんの方の参加いただけるようですね。よろしくお願いいたします。 では、議題3、日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価について、これ も事務局からでよろしいですか。

3 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価について (事務局)

次に、資料6から資料9までをご覧ください。聖ヨハネ会選出の木下委員より作成していただいた資料になります。

9月に行われた全体会でお話したとおり、令和3年3月1日に聖ヨハネ会の緑町聖ヨハネケアービレッジと緑町聖ヨハネ会短期入所が開設されました。日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、協議会等に対し、定期的に(少なくとも年に1回以上)日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該事業状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

本日の全体会にて、作成いただいた資料を基に、聖ヨハネ会さんからこうい う活動を行っていますという報告をいただき、自立支援協議会委員の皆様から ご意見をいただければと思います。

(会長)

はいじゃあ続きましてよろしくお願いいたします。

(委員)

2021年の3月に緑町聖ヨハネケアービレッジが立ち上がりました。日中サービス支援型共同生活援助という形です。

それで私どもも初めての形なので、どういうふうな感じでやっていこうかと 試行錯誤の中、過ぎていきましたが、資料7の平面図を見ていただけると、左下 の方に、緑町のプチクレイシュという保育所の裏側あたりに緑色の建物が建っ ています。

緑町なので緑色でいいのではと、ちょっと安易な感じで色は決めましたが、平面図を見てもらうとわかるように10室ありますが、一つ多目的室になっています。9名の利用者さんが入っておりますので、1階女性9名で、2階は男性9名で、18名の利用者さんが居住しております。

中の写真はこんな感じですが、玄関とか、エントランスとか食堂、右下の方、お風呂が二つあります。一番右端はリフト浴ができるようになっていますが、左側のお風呂は個浴という形で、手すりが奥にも付いています。左右にも付いていて、浴槽自体が右と左に動くようになっていて、この図でいくと、左にベンチが付いていますが、右から腰かけて入りたい人は、浴槽がずれるので、今度ベンチを右にずらして、入れるようになっています。

外観を今見てもらおうと思いましたが、付け足しで平面図も多少説明しました。エレベーターも付いています。あとはトイレが意外とたくさんついている感じですかね。

資料6をご覧ください。

障害福祉部門の基本方針としてはキリストのように人を愛し、病める人、苦しむ人、弱い人に奉仕しますという形です。

次に、運営方針ですが、利用者の意思及び人格を尊重し、本人らしい生活が送れるよう利用者の心と言葉に耳を傾け、理解と共感を図り寄り添った支援を行う。

- 2、利用者の重度化・高齢化に伴い、介護・看護の状態に応じた個別の対応を行うとともに医療との連携を図る。
- 3、関係機関との連絡調整や地域との交流を図り、地域に根ざした暮らしを支援 する。
- 4、職員は法人内外の研修に参加し、支援に関わる専門的な知識や技術を習得し、 サービスの向上に努める。
- 5、感染症対策として、日々の衛生管理や健康管理の他、行政施策等々最新の情報を確認・共有し、予防対策に取り組み迅速に対応する。

事業概要ですが、先ほども申しましたように、共同生活援助日中サービス支援型は合計18名で、男性、女性ともに9名ずつです。その中に短期入所もありまして、男性1名、女性1名ということで、ひと部屋ずつ食堂の隣りに、平面図で見るとショートステイ室というと黄色いリビングの横に、黄色いお部屋があると思いますが、そこにひと部屋ずつ設けております。

次に職員体制です。管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員で構成されています。

職員は24時間体制で常時配置ですね。365日24時間体制で運営しています。

利用者の実施機関ですけれども、小金井市の方が男性は多い。一番多いですかね。小金井市の方が5名、日野市1名、板橋区1名、練馬区1名、江東区1名。女性は、小金井市は2名、東村山市2名、江戸川区1名、北区1名、武蔵村山市1名、あきる野市1名です。区分と年齢に関しては、列挙した通りですが、平均年齢が男性は47.4歳で、女性は60.2歳と女性の方がちょっと高齢です。

資料9をご覧ください。上の四角で囲った図はヨハネ会にいらっしゃる利用者さんの全体の年代構成ですが、20歳から29歳というところについて日中活動が含まれているので、かなりここら辺のグラフが上がります。半分から下が緑町の図になりますが、60歳から69歳の方が多いというか、もともと重度高齢化対策として設立しようということになので高齢の人が多いという感じになります。

資料9の2ページ目は、これは小金井のグループホームの全体のものになりますが、先ほど言った平均区分にしても、やはり緑町の区分が高くなっていると思います。

資料6の2ページ目は、日中活動ですが日中支援型とは言っても皆さん、今のところ毎日事業所へ通っていらっしゃいます。やはり、重度高齢ということで、生活介護事業所に通われている方が多いですが、その中でも就労継続支援A型に通っている人もいれば、障害者雇用枠ですが、一般就労している方もいらっしゃいますので、日中支援型でなぜだろうと思うのかもしれませんが、なかなか就労していても、毎日通えない方とかもおられますので、そういう方に対しては生活の支援とかの精神的なケアとかそういうことをやっております。

一応、資料8をつけました。日中活動支援をする場合にはというところで作ってはみましたが、今のところこの活動で動いている方はいらっしゃいません。

あとは体調不良時には通院支援とか看護などの支援は行っています。医療的ケアとしては、毎日の健康管理は検温とか血圧測定であるとか、簡単な体調管理と、通院支援、服薬等支援を行っています。

社会参加に関しては、コロナ禍での立ち上げということもあったので、なかな か積極的な取り組みができていません。

短期入所に関しては、立ち上がって皆さんの生活をちょっと確保したかったというのと、あと梶野町に短期入所が4床ありますので、そこでまかなえていたということもあり、皆さんの生活を重視したというところで、今のところ3月に開所以降、短期入所の受け入れはしていませんが、皆さんの生活も徐々に安定し

てきたということもあるので、緊急ケースが入ってきたので近日中に緑町で受け入れ予定であります。

相談支援体制は、相談支援事業所ふらっとヨハネが大部分を担っていますが、その他の事業者も使って行っています。日常の相談は、職員が常時受けています。 先ほどの見ていただいた図の通りですが、重度高齢化に対応できるように、ホーム内バリアフリー、廊下はゆとりを持たせ広く取りました。廊下には手すりがほぼ全面に設置されています。浴室は脱衣所や風呂場もかなり広いスペースをとりました。手すりをいろんなところに設置して、危険なく入れるように安心して入れるようにというところで作っております。リフト浴室と個浴の二つの浴槽がありまして、利用者の身体状況に合わせた浴室の利用をしてもらっています。お風呂の時間には、どちらも利用していただき、渋滞の起きない感じでスムーズな入浴ができているかなと思っています。

苦情等に対してはその都度丁寧に伺い、迅速に対応しています。この苦情というのは利用者さんからの苦情もですが、近隣からの苦情、苦情というか、ご意見というかもいただいたりもしていますので、その都度対応しております。順序が逆になってしまいますけれども、建てる前の住民説明に関しては、近隣の皆さんを集めて説明ができなかったので、近隣の方にこちらから伺って説明をさせていただきました。

先ほど、利用者さんについては、重度障がいのある方を生活の様子というところで、普段は日中活動で出かけていますが、ヨハネで受け入れている方の中で、全盲の方が1人、弱視の方もいらっしゃいます。あと片麻痺の方とか、自閉的傾向の強い方、あと強度行動障がいの方が2名ということで、かなり自傷行為の激しい方もおられますので、その都度スタッフも、まだ年数の少ない人もいますが、会議などを開きながら対応をしております。

高齢化ということで、ご両親がいない方という方もおられますので、ご兄弟にスイッチしている方とかもいらっしゃるのですが、身寄りのない方も何名か受け入れがされています。もともといない方というのもいらっしゃるのですが、結果的に身寄りない方が、うちで受け入れてから亡くなったという方も、数名いらっしゃいます。

その方々については後見人制度を利用していただいていて、皆さん、全く1人というわけではないですが、いろんなことの判断とかも難しい方もいらっしゃいますので、後見人制度の活用をお願いしています。親が後見人を立ててくれた方もいらっしゃれば、市長申立をして後見人をつけていただいたという方もいらっしゃいます。

元々ヨハネ会がグループホームを立ち上げたのは平成16年でしたが、平成 16年に小金井市本町のヨハネケアービレッジは、重度生活寮として立ち上げ たので、山梨の富士聖ヨハネ学園から来た方たちもかなり多くいらっしゃったので、日中支援の必要性があった方々というのもありまして、緑町が特別というわけでもないですが、もともとそういう支援体制はしていたというところで、大きく他のグループホームと変わっているというわけではないですが、一応特化するという意味で、重度高齢化というところで、今、日々試行錯誤しながら運用しております。

今後の課題についてですが、重度高齢化に対応するというところで、日中活動とかできなくなってからの対応であるとか、医療的なものが今でもちょっと多いですが、さらに多くなるであろうというところで、病院との連携であるとか、どこまでグループホームで見ていけるのかなというところは、どこのグループホームも同じですが、医療行為が入った時点でグループホームでは見ていけないかもしれませんが、なるべく皆さんの安心安全な生活と幸せな生活を目指していこうというところで、行っております。

(会長)

ありがとうございました。

重度化高齢化というのは、もう今、あちこちで大きい課題で、それに対する貴重な取り組みが始まったということです。スタートしたばかりということなので、今の状況をご報告いただきましたが、今後の期待みたいなことも含めて少しご意見いただければと思います。

(委員)

資料6の職員体制は、今、何人で、全体的では何人かなと思っていますが、資料8アクティビティー活動についてこのスタッフを数えると5名ですが、他にもいますか。職員体制の何名でしょうか。

それから資料6の利用者のことで、障害者区分4、5、6とありますけれども、 この4、5、6以外にも、対象者はいますか。例えば、精神障害者の区分とはま た違うと思いますが、これについて質問をしたいと思います。

それから、グループホームは緑町で今年の3月からの開所ですか。

(委員)

人数としては男性の職員が夜勤とか日勤とかでローテーションで回っている 人たちが6人、女性も6人、他のグループホームに比べてちょっと多いです。プラスお料理を作ってくれているパートの方が、5名いらっしゃいます。

それから区分ですけれども区分はどういうふうにお答えしたらいいのかわかりませんが、精神障がいの方というのはいなくて、うちは知的障がいの方を支援

させていただいていますので、知的障害者手帳の方、身体障害者手帳を持っている方ですので、精神障がいの方はいらっしゃらないです。

区分は、該当なしという方もいらっしゃいます。軽い方も中には入っていますが、支援が必要な方と思っていただければと思います。

(委員)

もう一つ、短期入所については、短期入所という期間は原則何年くらいなので しょうか。

それから、先ほどの説明のように、自閉症の方、強度行動障がいの方、知的障がいのある方についてですが、この資料8の下の欄で見ますと、目的別、機能維持リハビリ・趣味クラブメニューでは、これはほとんどあの身体障がいの方かと思いますが、このことについてちょっと確認したいと思いました。

(委員)

短期入所の期間ですが、その人によって違いますが、月に7日とか8日とか、 実施機関から支給される日程がありますのでその期間内で行っています。8日 もらっている人は、例えば、週に1回1泊2日で使うとか、そうすると週に1回 で2日になりますので、4回使えるとか、2泊3日すると、3日、3日で6なの であと2日しか残らないので、1泊2日とか。連泊で8日ある人は7泊8日とか その組み合わせで決まる感じでしょうか。人によってだいぶ変わってくると思 いますが、期間に関しては。緊急の場合は1ヶ月に全部、30日、31日支給さ れる方もいると思います。

日中活動についてですが、もし該当する方があったらという予定計画を立てただけなので、先ほども申しましたように、現在使っている方がいらっしゃいませんので、必要な方が出てきましたら訂正を加えながらやっていくという感じになると思います。

(会長)

ありがとうございます。資料8のほうは、まだ利用者がいないということなので、私の方からやっぱりひとりひとりに合ったプログラムで考えていくということで進めていただければと思います。プログラムに利用者があわせるのではなく、利用者にとって必要なプログラムをやっていくということで、すごく期待をしたいと思っております。

それからショートステイ短期入所も、非常にニーズが高いところですので、できるだけ短期入所をしていただければと思うところがあります。

ちょっと時間をとっておりますので、そろそろここで切り上げたいと思いま

すが、どうしてもという方がいらっしゃればどうぞ。

(委員)

私の子は知的障害なので、知り合いがいっぱいいるのですが、お子さんをグループホームに入れたいと思っていてもお声がかからず、待っている間に親子共に歳をとってしまったという方が結構たくさんいらっしゃるのですが、ヨハネ会の方に通所している方だけでなく、他のところに通所している方も受け入れられるようにというふうに今後事業を広げていくというような計画とか、そうしていきたいなとか、そういったお考え、ご検討があったらおしえてください。

(委員)

ヨハネ会の人だけではなく、小金井市に住んでいる小金井市の事業所、例えば 生活実習所であったり、障害者福祉センターであったり、共同作業所でやってあったりとか、あと他にもいらっしゃいますけれども、武蔵野市の作業所とかも通っている人たちもいますので、受け入れはヨハネだけではないです。うちはうちの利用者さんだけを受け入れましょうっていうわけではなくて、山梨に学園施設があるので地域移行という形で学園からも利用者受け入れましょう。地元で建てる場合は地元の方、小金井の方を受け入れましょうという。清瀬で作ったときは、清瀬の方を受け入れましょうという形で。ただ別に清瀬とか小金井だけじゃなく見てもらった通り、他のところからも受け入れもしているので、なるべく小金井市の場合は小金井市を優先して取りたいなとは思っているのですけれども、最初、本町で立ち上げたときから、特にヨハネの人たちだけという考えはなかったので、ヨハネの通所先でなくても入れます。

今後ですが、今年の3月に作ったばかりなので、今のところ事業を広げていく 計画はないです。

(委員)

入所したい場合は、申し込みは直接そちらの方に行くのですか。それとも、市の方と相談して紹介されていくのでしょうか。

具体的な入所を考えた場合の方法をおしえて下さい。

(委員)

相談支援とかをご利用されているかと思いますが、そういうところから相談されたりとか、あと個人的に、見学したい、お話を聞きたいという方の見学も、受け入れをしています。ただ、いつも満杯なので、そのタイミングにもよると思いますが、空いてますかと聞かれ、空いてませんと言っても、ちょっとお話を聞

かせていただきたいと言ってこられる方もいらっしゃいますので、タイミングが合えばもちろんそこら辺で、うまくいくこともありますね。申し込みとかは特に待機者名簿はないのですかとよく言われますが、グループホームに入るとなかなか出る方がいらっしゃらないので、亡くなった方というのも清瀬のケースではありましたが、待機者名簿を作っても、対応していけません。

何かご相談とかお力になれることがあるかもしれないのでご興味のある方は、 見学していただいたり、お話させていただいたりという形で受け入れはしてお ります。

(会長)

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしたら本当ありがとうございました。

それでは、次にいきたいというふうに思います。差別解消法に基づく条例の改 正ということで、ちょっと資料がいろいろバタバタするかと思いますけれども、 事務局の方からお願いいたします。

4 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の 一部を改正す条例(案)に対する意見及び検討結果について (事務局)

パブリックコメントの検討結果の案がまとまりましたのでご協議いただきたいと思います。

改正内容の説明の前にワーキンググループでの検討結果につきまして、ご説明いたします。まず寄せられた意見に対する回答の案を事務局で作成しまして11月7日にワーキングのメンバーにメールで配信しております。事務局案に対するご意見をいただきまして、その後、11月10日には聴覚障害者協会の会長副会長と意見交換を行って手話言語についての部分のご意見をいただいております。それらの意見を踏まえまして、事務局案を修正し、11月15日にワーキングメンバーに改めて配信をし、修正案についての確認をいたしました。その後もいくつかご意見いただきまして、つい先ほどまで電話でやりとりして、口頭での修正になったという経過でございます。

では、改正案の概要について、はじめに説明いたします。

改正の内容につきましては、資料13-6に説明会のときの資料を用意したのと、資料13-5が新旧対照表になっておりますので、この辺をご覧いただきたいと思います。

それから寄せられた意見につきましては、資料13-1パブリックコメントの意見及び検討結果についてという資料になります。

まず、今回の改正につきましては関係法令等との整合を、それから実効性の確保のために最低限必要な見直しということで、現行条例でいいますと、第2条の(定義)、第8条の(合理的な配慮)、第9条の(情報伝達)、第10条の(相互理解の促進)、こちらの見直しのほか、「不当な差別的取扱いの禁止」に関する規定の追加、それから勧告に従わなかった事業者を公表できるとする規定の追加を行いまして、積み残しの課題があることを踏まえまして、付則に改正法施行後3年を目途に改めて見直す旨の規定を設けております。

次に、改正内容と寄せられた意見、それに対する検討結果につきまして、今度 は現行条例ではなく、改正条例案の方の条項に従って説明いたします。

まず、第2条第1号「障害者」の定義についてでございます。改正した内容としましては、「障害者手帳等の有無に関わらず」という文言を加えたこと、「高次脳機能障害」を明記したこと、また、症状が出る状態として、継続的、断続的なものに加え、「周期的」も規定したことでございます。

この改正内容に対するパブリックコメントといたしましては、「障害者手帳等の有無に関わらず」の追記について、こちらはコメントの番号1番になります。こちらの追記につきまして障害者基本法及び障害者差別解消法の解釈により本来理解できるものであるので不要ではないかという意見が寄せられております。ただ、本条例の定義というのは、本条例に基づく行為を行う対象者について明確にするものというふうに理解しておりますので、こちらは必要であるという回答をしております。

また、「高次脳機能障害」を明記することについて、こちらは賛成反対それぞれの意見が寄せられております。意見で言いますと、2番のところと3番のところ、その中で賛成反対それぞれいただいているところでございます。

反対の意見といたしましては、「高次脳機能障害」だけを特別視するのはおかしい、「内部障害」も含めるべきではないかというようなご意見をいただいております。ただ、「高次脳機能障害」につきましては、症状や発生の時期について扱いが異なるということや法的な位置づけが曖昧であるということがある一方で、こちら先ほど資料の修正をしたところにありますが、「内部障害」につきましては身体障害者福祉法および同法施行令によりまして「内部障害のある者が、「身体障害者」の一つである」ということが規定されておりますので、「身体障害者」と別に明記してしまうと、ちょっと法律的な整合がとれないということもありまして、ご意見による修正は行わないという回答になっております。

次に、第2条第3号「不当な差別的取扱い」の定義についてでございます。差別の類型といたしましては、「不当な差別、差別的取扱い」をすることと「合理的な配慮」の提供を行わないこと。この二つとしているところですが、これまで「合理的な配慮」のみに定義していたことから、新たに定義をしたものになりま

す。この定義に関しては、第三者に意志を告げられない障害者の場合、選挙権行使は不可能であることから実効性の無理があるってご意見をいただいております。番号で言いますと、4番のところですね。そういったご意見をいただいたところではございますが、選挙権の行使が実際に可能かどうかというのは結果として現れるものと捉えておりまして、権利を行使する機会自体は平等であるべきとの回答をしてございます。

次に、第2条第5号、「差別」の定義についてでございます。第3号に「不当な差別的取扱い」についての定義を新設したことに伴う文言の修正を行っております。この規定や第8条のところで「不当な差別的取り扱いの禁止」に関する規定も新たに設けましたが、これらに関連した意見といたしまして、番号で言いますと5番のところですね。障害者関連施設の建設を近隣住民の反対により断念したという事例を挙げていただきまして、本条例をもっと多くの人に知ってもらいたいというような意見が寄せられております。これに対しましては、本条例に基づきまして、障害及び障害者に関する正しい理解の普及啓発に努める旨を回答しております。

次に、第8条、(不当な差別的取り扱いの禁止)についての規定でございます。 こちらは定義のところでも説明した通り、「差別」の類型の一つである「不当な 差別的取扱い」について禁止する規定について、こちらも「合理的な配慮」につ いてのみが具体的に規定されておりましたので、今回改めて規定したものでご ざいます。この条の規定そのものに関するご意見は寄せられておりません。

次に、第9条、(合理的な配慮)についてでございます。こちらは法改正や都条例との整合をとりまして、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務から義務化しております。なお、合理的な配慮は、「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」提供する旨を追記しております。さらに合理的な配慮の義務化に伴いまして、必要な支援措置を講ずるとする規定を第3項として新設しております。また、合理的な配慮が必要な場面の例示として、「医療又はリハビリテーションを提供するとき」、「選挙等を行うとき」、「労働者の募集、採用および労働条件を決定するとき」、この三つを追加しております。

この規定に関連するご意見といたしましては、7番のところ。こちらでハード面でのバリアフリーやユニバーサルデザイン、それから情報の伝達と、まだまだ不十分であるとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、本条例に基づきまして、今後推進していく旨を回答しております。

次に、第10条(情報伝達)についてでございます。こちらは都条例との整合や障害者の権利に関する条約及び障害者基本法の解釈を踏まえまして、手話が独自の文法体系を持つ言語であるということ、及び手話が言語であることの理解を促進する旨、こちらを追記する改正案を提案いたしました。

この改正案に対しましては賛否両論いただいたところでございまして、番号で言いますと、9番から13番にかけて、賛成反対それぞれ意見をいただいております。こちら、手話が言語であるということの理解を促進するということにつきましては、いずれも否定するところではないと思うのですけれども、この改正によりまして、対象者が聴覚障害者に限られてしまうように読めてしまうということと、それから手話が言語であることについての理解をどのような条例により広めるかというところが論点となりました。

手話が言語であることの理解を促進する内容を含む条例の形態といたしましては、大きくは三つ分類されております。一つは、手話言語条例ということで手話言語の普及に特化した条例、二つ目は、情報コミュニケーション条例というもので、障害のある方々の情報の取得及びコミュニケーション手段に関する条例。三つ目が障害者差別解消条例ということで、障害のある人もない人も等しく権利を有するという趣旨の条例の中で、情報伝達手段の一つとして手話を取り上げているものでございます。

今回の改正では、都条例との整合をとり、権利条約、基本法における解釈を踏まえ、情報伝達の条項におきまして、手話が言語であること、及びその理解促進に触れたところでございますが、手話言語法の制定を目指す方々にとっては、手話言語条例の制定は、手話が言語であることが理解を促進する手段であるだけではなく、手話言語に特化した条例の制定そのものが一つの目標として重要であり、差別解消という大きなくくりの中で行うべきではないというようなご意見をいただいております。

ここで反対する理由としては、差別解消条例の中で規定することにより、小金 井市においては、手話言語条例は必要ないと、そのように結論付けられることを 危惧してのものということになります。

この考え方を踏まえまして、提案した改正案に三つの修正を行っております。 まず一つ目は、項を別に立てたということでございます。先ほども説明しましたが、いただいたご意見の中で「手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下」、という書き出しにしてしまうと、この情報伝達の条文そのものが、 聴覚障害者のみを対象としているように読めてしまうという意見がありましたので、第2項に別立てしております。

二つ目は、手話が言語であるという「認識の下」としていたところを、「認識に基づき」に変えたところでございます。最初の案につきましては、他市の手話言語条例を参考にして文言を作っておりましたが、先ほど申し上げた聴覚障害者協会さんのご意見を踏まえまして、他市の差別解消条例でどのようにうたっているかというのを改めて見直しを行いました。そうしたところ、いずれの例も「認識に基づき」となっておりました。これは微妙な違いではあるんですけれど

も、私なりの解釈といたしましては、この「認識の下」ということにすると、下 というのは何か土台となる考え方や理念があってその下で行うという意味にな りますが、「基づき」という形だと、一定のルール等に従いましてそれを行うと いう意味になります。ということで単にその認識に従ってというような形にな ります。そこで先ほどのご懸念を踏まえまして、理念にまでは踏み込まない形に 表現を改めたということになります。

三つ目は「手話が言語であることの理解」を「手話に対する理解」に改めて、また「理解を促進する」となっていたものを、「理解の促進に努める」と改めております。こちらは手話言語の普及に特化した規定ではなく差別解消という大きなくくりの中での取り組みにとどめる形として、手話言語条例の必要性に対する危惧に配慮したものになります。

なお、第1項につきましては、別の意見もいただいておりまして、8番のところで、コミュニケーション手段の例示に「点字」が含まれていないというようなご意見をいただきました。それからまた、この条文が全ての障害者を対象にするものであるというご意見も踏まえまして、コミュニケーションツールの例示に「筆談」、「点字」、「拡大文字」、「平易な表現」など様々な障がいに対応する例示の追記を行っております。改正案と今申し上げたご意見を踏まえた修正案の比較につきましては、資料13-2、こちらを参照いただきたいと思います。

続きまして、第11条、(相互理解の促進)についての規定でございます。こちらは市長部局と教育委員会の連携の必要性を鑑みまして、第2項に、「市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その事実に実施について相互に連携を図るものとする。」という規定を新設しました。ただ、この規定は、第12条の教育についての規定等に関連して、「障害の社会モデル」について規定すべきとのご意見をいただいております。番号といたしましては、6番ですとか、他は13も関連するとこありますけどその辺でご意見をいただいております。

「障害の社会モデル」を規定するかどうかというところにつきましては、本協議会におきましても佐藤委員から意見をいただいたところでございますが、今回は改正の時期を逸せずに、必要最低限の見直しを行うということにしたことから、重要な課題と認識しているからこそ次回時間をかけてしっかり見直すということで見送っていた経過がありますので、同様の考え方によりまして、盛り込まないとする回答しております。「障害の社会モデル」という考え方自体は、本条例においても「障害者」の定義から読み取れる形となりますので、その旨を説明した形となっております。

なお、今回新設した第11条第2項の規定につきましては、同条第1項の規定 や、第12条の規定との整合をとりまして、提案時は「障害及び障害者に対する 理解」となっておりましたが、「障害及び障害者に関する正しい理解」に修正をしております。第11条につきましては、先ほど若干関連すると申し上げましたところ、13番のところで手話教育を推進する必要性についてのご意見もいただいたところでございますが、今申し上げた整合をとるための修正によりまして、手話教育というのも障害者に関するものの中に含まれるとの回答をしております。

次に第18条(公表)についての規定でございます。この規定は現行条例の第16条の規定に基づく勧告に従わない事業者につきまして公表することができるとしたものでございます。事業者による合理的な配慮の提供を義務化したことに伴いまして、その実効性を担保するということと都条例や他市の条例との整合を踏まえまして改正したものになります。この規定に対しましては特にご意見はいただいてございません。

最後に、付則についてです。

まず第1項として、改正条例の施行日について、令和4年4月1日と規定をしております。こちらは想定したスケジュールの通り、条例案が可決されたことを前提とする規定となっております。この規定に対するご意見はいただいておりません。

次に、第2項についてでございますこちらは積み残した課題があることや、今 後改正法が施行された後に改めて見直すべきことがあることを想定しまして、 改正法の施行後3年を目途に改めて見直しを行う旨を規定しております。

この規定に対する意見としましては、15番のところ、こちらで3年後ではなく日々改善すべきというご意見をいただいております。これにつきましては至らぬ点を真摯に受けとめまして、手続き上改正の目途は改正法施行後3年とするものの、改善の検討については日々行っていく旨の回答としております。

改正案及びそれに対するご意見につきましては以上でございますが、こちらの資料13-1の中で番号14のところ、こちらで条例に規定する取り組みについてのご質問をいただいております。こちらにつきましては、別紙の2ということで自立生活支援課の取り組み、それから教育委員会の取り組みということでそれぞれ取りまとめております。

説明は以上となりますが、本日ご協議いただきましてパブリックコメントへの回答及びいただいたご意見の反映についてまとまりましたら、パブリックコメントの結果を公表するとともに、議会に上程する改正条例案の作成に取りかかろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

資料もたくさんでいろいろありますが、ワーキングでたたき台を作り、パブリ

ックコメントをもらい、それをもとに修正案を作りました。ここでは、資料13-2にパブリックコメントの後に、直したいという第10条と第11条について、これを自立支援協議会としての最終意見ということでまとめてよろしいですかという点と、もう一つ資料の13-1がたくさんありますが、パブリックコメントに対する意見の検討結果についての意見について、基本的には市の方でやっていただいているわけですが、今日限られた時間の中ですが、自立支援協議会としてさらに、ここは修正すべきだと、まとまらなければ、このままということになろうかと思いますが、そのことを議論したいと思います。

それでは、見えやすいものとしては資料13-2の第10条、第11条をまずいかがでしょうか。

ポイントは、手話だけ聴覚障害だけに限定されないようにという書きぶりにすること、なおかつ第10条については、手話も言語であるというところをしっかり理解してもらう項を分けたという部分ですね。そこが大きいかなというふうに思います。市の方で、あの丁寧に団体の方にもヒアリングいただいたということですので、第10条、第11条はパブコメを受けてさらに修正ということで、自立支援協議会としても了解したということで、整理したいと思います。

次が資料 13-1の方ですが、特にこの意見に対する検討結果についてのところでですね。大変細かいのですが、この回答の仕方をこういうふうに変える必要があるのではないかという意見をいただければと思います。

番号15に、3年後の見直しについて、必要な改善を日々やった方が良いのではないかということについては、日々はどんどん変えるのは無理としても、今回のワーキンググループに私は初めて参加しましたが、慌ててやったワーキングは、やはりなかなかしんどいっていうのがあるので、改正年度のときに一気にやるのではなく、各年度に、せっかくですので自立支援協議会の部会なりでもんだ意見を積み重ねて、3年目に上手くまとめる、議論するということが大事だなというのはつくづく痛感をしました。もうワーキングの取りまとめを、ああいう短期間で2度とやりたくない、それだけ皆さんと共有しておきたいと思いました。

(委員)

15番の寄せられた意見の中で、この3年間障害者団体に問い合わせ、面談ございませんでしたと、改善案として訪問とか面談とかって必要な改正をされた方が良いのではないかとありますが、私の所属している団体は、精神障害者の家族会で、年に2回、自立生活支援課と懇談会をしています。いろいろ家族の状態、病気の状態、この市の施策の問題についてであって、こういうことが他の障害者団体も行われていれば、そこで改正へ、改善へのいろいろな手がかりがつくのかなと思っております。その都度ご意見をお寄せくださいということは、私達とし

てはそういうことでやっておりますということです。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

(委員)

今回、ワーキングに私も参加して、本当に加瀬会長のおっしゃる通り、とても大変な思いをしましたが、やはりこの15番の中で、ご意見いただいているように、今回やはりとても急いだというのもあったので、本来ですと、せめて各障害者団体の方に、改正をする前に意見聴取はしておいた方がよかったかなと私は思いました。やはりそこを丁寧にしているかどうかっていうのは、とてもこちらの姿勢を問われるところかなと思いますので、次回の改正のときには、せめて団体の方には声をかけて、もちろん日々のこの協議会の中で意見を積み重ねていくっていうのも大切ですが、それ以外の部分で改めて今度改正するので、何かご意見ありますでしょうかっていうことを聞いておくっていうのは大切かなと思いましたので、申し上げておきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。そういう意見をみんなで共有するっていうことを通して、もう一つのネットワークを広げていく大事な手立てだというふうに思いますので、あの理由がないネットワーク作りってなかなか進みませんのでそんなことも考えておきたいと思います。

(委員)

今回の改正は、法改正や東京都の条例との整合性を図るためにというふうな主張がとても強いと思いましたが、私の認識では3年前に3年後の見直しをするという文言を付則に入れたのは、やはりまだ第9条とか第10条のところで議論が足りなかったから3年後には見直しするよという意味だったので、同じ3年後でも他の条例とか、法律とか都条例との整合性を図るためだけに見直しするということではなかったはずです。その辺の認識がちょっと違っているのではないかなというふうに私は思っていまして、番号6番の社会モデルについてのものが入らなかったのは、私はとても残念に思っています。

それで条例だけでは足りないということで、パンフレット作りをしたときにも、このパンフレットの中には社会モデルのことも、きちんと書きましたので、もう少しその辺のところを強く認識していただきたかったなというのが、何度も言うようですが、私の気持ちです。ただ一応、取りまとめということでこうい

う結果になったので、その点については自立支援協議会として全体の意見ということで受け止めますが、3年後にはきちんとその整合性だけじゃないための3年後だったっていうことを、前回もそうだったということを踏まえて検討していただければと思います。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(委員)

今委員が私の言いたいことをおっしゃってくださいましたが、うちは当事者なので日々街に出て、嫌な思いを毎日、子どもを連れて出るとごめんなさいって謝らない日はないくらい毎日つらい思いをしているので。と言いつつも実はワーキングも私やっていたのでどれだけ大変かをよく知っていまして、逐条解説のワーキングにもいましたし、パンフレットのワーキングにもいましたのでワーキングチームがあの本当に大変だということもわかることを考えると、やはりおっしゃっていたように、事前の調査、アンケート、障害者団体へのこういう経験があってこういう思いをしたという実例みたいなものはちゃんと収集し、東京都などの整合性ということももちろん必要ではありますが、その実体験をもとに、小金井としては、こういうことを盛り込みたいっていう小金井の条例なんだということがあるべきではないかというふうに思います。東京都と同じことを書いているわけではないと思うので、小金井市の条例だよっていうものを、ちゃんと今後の見直しでは作っていかれるような準備をしていただきたいと思います。

(会長)

次回もし私がいたら、またワーキングの方をやることになると思いますので、 しっかりと受けとめさせていただいて、次回いるかどうかわかりませんが、しっ かり受け止めさせていただきたいと思います。

そうしましたら、改正条例ということも一応これで自立支援協議会の方でコンセンサスをいただいたことということでこの後、事務局の方で進めていただければと思います。

おそらく法務部門にかけたりとか、議会の方でまた若干の修正なんかがある とは思いますが、組織的な手続きとしては我々としてはここまでということに なりますので、ご審議ありがとうございました。

そうしましたら、議題としては4番目まで終わって、その他何かございますか。

6 その他

(1) 障害者週間スペシャルイベントについて(追加)

(委員)

一つ確認だけさせて下さい。障害者週間のイベントの司会進行とかいつも何かそういう話をここでしていたような気がするのですが、そういったことを書いてある用紙がここに入っていなくて、実行委員会の方ではもらっていたのですが、その辺はどういった形で考えているのかをおしえていただけますか。

(事務局)

前半の条例改正の説明については、加瀬会長と吉岡副会長の方にしていただくというお話をいただいておりますので、準備をしていただいているところになります。

(委員)

会長と副会長で説明をしていただくのは分かりますが、全体の進行みたいなのをする人はどうしましょうか。去年とかその前とかは私がやっていたと思いますが、そういうところは事務局がやっていただけると、昨日の資料に書いてあったような気がしていたのでいいのかなと思って確認しました。

(事務局)

もし、午前中司会をしていただける方がいるのであれば、お願いしたいです。 もしどなたもいらっしゃらないようであれば、事務局のほうでさせていただき ます。

(会長)

手をあげる人がいればやってほしいということではなくて、事務局でやれば いいという話でもないと思います。

(事務局)

あまりそこの考えがおよんでいなくて申し訳ありませんでした。そうしましたら実行委員会の方でしていただけるとありがたいですが、自立支援協議会委員さんの方でしていただけるとありがたいなというところではあります。

(会長)

では小幡さんの方でお願いできますか。

(委員)

はい。

(会長)

では、話が通ったっていうことでよろしいでしょうか。当日の加瀬も吉岡副会長もおりますので、一緒に楽しくやれればと思いますのでよろしくお願いします。

そうしましたら議題は終了しました。

報告事項ということで障害者差別解消条例のハンドブックの内容確認についてということで事務局の方からお願いいたします。

次第3 報告事項

1 小金井市差別解消条例ハンドブックの内容確認について (事務局)

次に、資料10をご覧ください。

障害者差別解消条例の子ども用ハンドブックについて、9月の全体会におきまして、失語症の方を支援している市民の方の提案を受け、高次脳機能障害の部分に「失語症」を加えることをお諮りしました。その際、会長より改正条例における定義との齟齬についてご指摘いただき、タイトルは「高次脳機能障害」、「失語症」はその現れ方の一つの典型として文の中にいれるということで再提案させていただきました。その後10月の専門部会に改定案をお示ししてご意見をいただき、それを反映した文案について、改めて関係団体の方と調整いたしました。来年度のハンドブックはこのように作成させていただきますので、報告いたします。

(会長)

このようにというのは、上の文章を見ればよろしいですか。で、下がその見え消しでどこをどう修正したかがわかるというそういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、その通りでございます。最終的にできあがった文言だけだとわかりにくいと思って、下に修正した箇所がわかるように見え消しで表現したという形になります。

(会長)

はい、報告をいただきました。何かこれについてご質問がございますか。

<質問なし>

よろしいですかね。はい、それではこれについてはご了解いただいたということで報告事項の2、事業所間の連絡についてということでお願いいたします。

2 事業所間の連絡について (小平特別支援学校からの要望) (事務局)

事業所間の連絡について、ということでこちらは特別支援学校との懇談会でいただいた要望を受けてのものになります。小平特別支援学校、それから府中けやきの森学園と懇談会を行いまして、自立支援協議会に関わるご意見がありましたので、ご報告するものです。

まず、これまでの経過としまして、資料11になりますが、昨年度の特別支援 学校のPTAの方からいただいた要望書の中に、小平市のように市内通所施設 と保護者による意見交換会を開催してほしいとのご意見がありました。

その際、市からは検討する旨を回答していたところですが、小平市に、どのような意見交換会を開催しているのか聞き取りを行ったところ小平市では新規開設の事業所もあり事業所の定員にも余裕があるということで、事業所側が主催し、利用者へ、それぞれの事業所をアピールする場として開催しているということでございました。

残念ながら、本市におきましては、事業所が不足しているような状況で、定員いっぱいの施設も多いということから同様の趣旨という形での開催は難しいという文書での回答をし、その回答を受けて懇談会の場での質問に対し、私の方から、現在自立支援協議会でネットワーク作りに取り組んでいる旨を説明し、それを活用できないか検討したいとお答えしたところでございます。

また、相談支援事業所に関する要望として、医療的ケア児などに対応できる事業所が少なく、自力で探すのは困難なため市から情報提供してほしいというようなご意見をいただきました。

これに関しましては、市で把握するのは制度上困難ということと、把握している情報があったとしても、立場上特定の事業所を推薦するというのは難しいというような旨の回答をしたところでございます。

ただ一方で、ご意見はよく理解できるところでございますので、何か仕組みを 考えたいともお伝えしたところです。

このやり取りを受けまして、最後に小平特別支援学校の指導担当の先生の方から自立支援協議会におけるネットワークで情報交換を行って、最終的に市が

情報を入手できるよう、この場を最大限活用してほしいというようなご要望を いただいております。

なお、資料には記載しておりませんが、自立支援協議会におけるネットワーク 作りについて、協議状況の報告が欲しいとのご要望も受けましたので、本件に対 する協議会としての考え方、今後の方向性等、ご見解をいただけましたら、私の 方から小平特別支援学校の方に報告をさせていただきたいと思ってございます。

(会長)

ありがとうございます。

自立支援協議会が会長職をおおせつかる中でなんといいますか、おっしゃる 通りというところだという意見だというふうに思って聞いているところでござ います。

ただ今、本当にここにありますように、どうこのネットワークというものを実質的につくっていくかということを、今、各部会も含めて取り組んでいるというところなので、ぜひ皆さんからもこういうような、意見といいますかね、回答を伝えてほしいということがあれば、報告ですけどちょっといただいて、加味をしていきたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。

(委員)

私は、ネットワーク作りに取り組み始めたという表現に対して、始めたというか、具体的に始めたという認識があまりなくて、障害福祉の手引きというものが結構もう古くなっているからそれを作りたいねという話はあったと思うが、少なくても事業所のリストは、市はつかんでらっしゃると思うので、この情報提供してほしいということに関しても、ある程度は市が持っているものはあるはずなのだと思いますので、市では把握が難しいという意味がちょっとわからない。実際は、やっぱり事業所のリストとあるわけだし、どういう事業所としてやっているかっていうのも私達いただいているわけなので、ただそれはリストだけであってそのネットワークができているかどうかってことは、また話は別ですが、リストについての情報の提供は、もうちょっと積極的に支援学校にされたらいかがなのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

それで、実際足りないんだと思いますよね。結局、小平は新しいのができたから事業所に通える枠がありますが、小金井はそれがないっていうこと自体は、やはり事業所が足りないという現実があるっていうのをもう少し認識して、事業所がやはり地域の中に必要なら、それを増やしていくためにはどんな仕組みを、どんなことを考えていけばいいのかというのを、もっとしっかり議論できる形がいいのではないかなというふうに思っています。

(委員)

まさに、特別支援学校出身で、昨年度進路のことですごく胃が痛くなる思いを したものですから、今の話題にはいろんなこと言えますが、まず支援学校では事 業所に関する資料というのは配られています。受け入れ人数だけではなく、何人 取れるよということだけではなく、どれだけの利用者がいてどんな活動をして いるか、また余暇活動はどんなことをしているのかという事業内容についてか なり詳しい資料は毎年新しいものが出されています。

私の子どもは田無特別支援学校出身ですが、小平特別支援学校も府中けやきの森学園もそういうものは配布されています。なので、事業者の情報が欲しいということより、小金井市でいえば生活介護の事業所は、既に不足していて市内に入れない方が出てきていますので、小平特別支援学校の方もかなり焦っているということを私は聞いていますので、小金井市内の生活介護に入れてほしいがために懇談して何とかうちの子入れてほしいということを訴えたいっていうのが正直なところだと思います。

事業所さんは一生懸命がんばって事業を拡大しようと思って、場所を探しまくって、ずっと探していますが、場所を借りるとか土地を買うというのは、小金井市では簡単ではないので、この問題は本当に簡単ではない。事業所さんのせいでもないし、誰のせいでもないのだけどうまくいかない、というのが現状だと思います。

小平特別支援学校と府中けやきの森学園だけではなくて、田無特別支援学校の人たちも、小金井市民は今後卒業する人たちは、うちの子たちは在宅になるのではないかという恐怖を皆さん感じていて、私はPTAの会長やっていたので、今後どうなるのって詰められますし、田無特別支援学校の進路の先生からも、何か知らないって私に連絡が来るくらい皆さん焦っているのです。

そのことを言いたくて。このプリント資料 1 1 は、すごく重大な問題で簡単ではないと思います。

(事務局)

特別支援学校でちゃんと資料が配られているよってお話をいただきましたが、 市の方でもリストはちゃんと用意してお渡しはしております。

ただ、そのリストを見ても、どこに行ってよいかわからない。あと定員の問題とかそういうのも随時こちらで把握するというのは、ちょっと無理なのですね。というのは、小金市内にある事業所であっても、近隣の市から入ってくる場合もある。逆に、小金井市民が近隣の市の施設を利用する場合もあるということで、現時点でたまたま今定員に空きがあるよっていうのをつかんだとしても、情報

を求められたときにその情報がまだその状況かどうかというのは、確信が持てないというような難しさがあります。そういったところで把握できないっていうのは、どこに施設があるかないかという話ではなくて、その時その時の状況について正確に把握することはできないという、そういう意味です。

それと医療的ケア児に対応が可能かどうかというところも、正式に加算をつけているような施設であれば、ここはそうだよということが言えますが、そういう形ではなく、現実的な対応可能だというような施設もありますので、そういうことをどこまでご案内できるかというような難しさもあります。そういったところでの意見のやりとりになっております。あと詳細については担当の方からお伝えします。

(事務局)

今ですね、委員が言っていただいたお話と課長が言っていただいた話の通りでございます。補足ですが、その小平特別支援学校との会に私も参加しまして、ご意見としてあったのが、資料11の下の方、2番の1行目に、リストに記載の「相談支援事業所について(医ケア、肢体不自由などに)」ついて、こちらのご質問が一つありました。このときに小金井市とか小金井市近隣の相談支援事業所で、この医ケア、肢体不自由を得意としているというか、対応できるような事業所についておしえてほしいというお話でした。

リスト自体は小金市内の相談支援事業所のリストは随時更新をして、お配り をしておりますし、準備はしております。

ただこの相談支援事業所の種類というのが、東京都の方で公開をしているページがありますが、身体と知的と精神、あとは児童という、このくくりで表現がされていますので、実際に本当にその事業所が医ケアを得意としているか、肢体不自由までできるのかというのが、身体と書いてあるのでできるのではないかというふうにとらえるしかないのですが、実際の事業所ごとによっては、保護者の方が言うにはあまり得意としてないのです、というようなお断りをされたというようなことがあると聞いております。この登録をする仕組みとしては、今のところこれが限界になってくるのかと思っております。

(会長)

はい、ちょっと引き取らせていただくと委員から出たように、情報提供とか情報共有という部分ではやられている点もその通りなので、ちょっと説明の文言が気をつける必要があるかなと思います。と同時に、委員からも出たのは情報共有のネットワークが出てきていますが、具体的にどこの事業所で誰がどう困っているのかということの情報を集める、そのためのネットワークというのが不

十分ではないかということだと思っています。

ですから、様々な資料もこの自立支援協議会で作ってらっしゃったのを、私も 勉強させていただきましたが、それぞれの専門部会のさらに最前線のところに 実践をされている事業所があって、そこでの課題が、専門部会で協議されて、自 立支援協議会全体会で共有されていくという。そういう意味でのダイナミック なネットワークができればというふうに思っているところでございますので、 自立支援協議会としての課題として受けとめさせていただきながら、返すとき の文言としては修正いただければというふうに思うところです。

貴重なご意見ありがとうございました。そうしましたら、時間の関係もありますので報告事項の3、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてということで、事務局の方、お願いいたします。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (事務局)

資料12-1、資料12-2、資料12-3をご覧ください。

11月4日に第2回小金井市精神保健福祉連絡協議会を開催しております。 長期入院患者の地域移行の参考とするためのアンケート調査の内容についてと、 事例検討が主な議題でございました。

アンケートの内容につきましては、7月21日に開催した第1回の協議会でたたき台をお示しし、そこでいただいた意見を反映させたものについて、9月22日に開催した部会で協議、その結果を踏まえて作成した内容を第2回協議会でお諮りしたものになります。その結果いくつかご意見をいただきまして、それを踏まえて修正し、最終的に修正したものが本日の資料の通りとなっております。

次に、事例検討につきましては、現在、児童福祉施設に入所中の方と精神科入院中の方で、いずれもグループホームへの移行を目指しているケースについて課題の抽出を行いまして、類似事例等を参考に考えうる解決策について協議をいたしました。

それから、今年度につきましては、立ち上げの年ということで、目標設定やそれに対する評価というものは行っておりませんが、本来、小金井市精神保健福祉連絡協議会につきましては、年3回の開催を基本としまして、第1回で目標設定、第2回で進捗の確認、第3回で達成度の評価という形で進めることとしております。次年度につきましては、7月までにアンケート調査及び結果の集計を終わらせまして、原則通り3回の協議会を開催することを確認しまして、今年度の協議会を終了したところでございます。報告は以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。今のご報告について、何かご意見ありますか。

(委員)

今の報告の中で資料とすると、アンケート調査は資料12-3ですか。

(事務局)

説明が足りなかったところがありますが、資料12-1が協議会の次第です。資料12-2と資料12-3それぞれがありますが、入院患者さんにアンケートをするに当たっては、入院している医療機関のご協力が不可欠だと思っておりますので、資料12-2というのが第1弾として、医療機関宛のアンケートというか調査の文書になります。こちらで回答いただいた医療機関に対して、その回答の中に入院患者さんが何人、小金井市民の方の入院の方が何人いるというのがわかる形になっておりますので、その人数分を回答いただいた医療機関に、今度、資料12-3のアンケートを送りまして、医療機関の協力もいただきながら記入して回答してもらうと、そういうような流れを想定しております。

(委員)

このアンケートはいつごろ配布される予定ですか。

(事務局)

はい、一応予算の関係もありますので、年度またがって4月以降、なるべく早 い時期に送りたいとは考えております。

(委員)

はい、わかりました。

(会長)

コロナが収まってくると、この地域移行の問題で、本格的に取り組まなければならなくなった。本格的にといっても、何十年も言っている気がしますが。具体的に動き出すということですので、ぜひ自立支援協議会としても目を配りながら、そして精神保健の方の連絡協議会との連携というのも非常に重要になると思います。保健健康系と障害系というのが、市役所の中でもわかれていて、そのネットワークはどうなっているのかということが、別に小金井市のことではありませんが、一般論としてありうるので、それも課題にしていきたいと思います。それでは、よろしければ報告事項も含めて、今日の議事は全て終了というふう

にしたいと思います。その他、どなたかございますか。

<意見なし>

(会長)

そうしましたら、報告事項、協議事項は以上で終わりたいと思います。次回の 開催日についてお願いします。

次第4 次回の開催日程について

(事務局)

次回は専門部会です。令和4年1月12日水曜日午後5時から午後7時までです。相談支援部会は萌木ホールA会議室、生涯発達支援部会は第二庁舎801会議室、社会参加・就労支援部会は本町暫定第二会議室を予約しています。その後、部会長のみの合同部会を801会議室で行います。

来月12月は障害者週間の関係で、自立支援協議会はお休みになります。 部会内でお話の結果、都合が悪い場合や開催を見送る場合などがあれば、事務 局まで事前にご連絡ください。以上です。

(会長)

そうしましたら全体会を終了いたしたいと思います。ご協力ありがとうございました。